

令和3年第4回占冠村農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和3年4月26日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時40分
- 開催場所 占冠村総合センター 2階 視聴覚室
- 出席委員 会長 安田 堅吾 2番 熊崎 一弘 3番 伊藤 清志
4番 江頭 謙一郎 6番 下川 園子
- 欠席委員 1番 鈴木 雅士 5番 堀井 京子
- 事務局 事務局長 小尾 雅彦 主幹 杉岡 裕二 主事 小林 勇輝
- 議事日程 日程第 1 会議録署名委員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5 議案第2号 農地所有適格法人要件の確認について
日程第 6 議案第3号 富良野地方アグリパートナー協議会運営委員の選
任について
日程第 7 議案第4号 令和3年度占冠村農業委員会の適正な事務実施に
係る目標と活動点検評価、活動計画の決定について

令和3年 第4回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 ただ今より、令和3年第4回占冠村農業委員会総会を開催いたします。本日、欠席の通知を受けている委員は、1番鈴木委員、5番堀井委員の2名です。本日の出席者は5名であり、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により、本会議は成立いたします。また、人事異動で事務局長と事務局員が変更しました。平岡の後任で事務局長を務める小尾と、坂本の後任の事務局員の小林です。よろしくお願いいたします。

それでは議事進行については、占冠村農業委員会会議規則第4条の規定により、安田会長に進めていただきます。

議長 ただ今の出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、3番 伊藤 清志君、4番 江頭 謙一郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。日程第3 諸般の報告について事務局より報告願います。

事務局 (読み上げて報告)

議長 ただ今の報告について、質疑等はありませんか。

委員 (なし)

議長 なければ質疑なしとし、次の議事に移ります。

議長 日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。議案第1号について、受付番号1～2を一括で提案いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
受付番号1～2を一括で提案。(読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。質疑ありませんか。

事務局 こちら2点につきましては継続案件です。

議長 そのほか、質疑はありませんか。

委員 (なし)
議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
委員 (賛成多数)
議長 ありがとうございます。賛成多数で、本件は原案のとおり決定されました。

議長 続きまして、受付番号3について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
受付番号3を提案。(読み上げて提案)

委員 これは継続案件ですか。

事務局 継続案件です。

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数で、本件は原案のとおり決定されました。

議長 続きまして、日程第5 議案第2号 農地法第6条第1項による農地所有適格法人の報告について、を議題とします。受付番号1について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農地所有適格法人要件の確認について

受付番号1を提案。(読み上げて提案)

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

委員 実際に土地が放棄されています。私も一部掃除刈りをさせてもらっています。

事務局 この間、農業委員会においても農地の利用状況管理を適正に行うよう、委員の皆様からも指導がありましたので、当該法人に随時連絡をとりながら農地の売却や斡旋等のお話についてこちらから持ち掛けてまいりました。

斡旋について、『法人が所有した土地は、斡旋という形での賃貸はできない』ということで、売却を求めていきました。そうしたところ、「近隣の農家で、買取希望があれば直接話をつけていく」という回答をいただき、2年前から土地の売り先を決定するべく処理していただいているところです。しかし、その後の近隣農家への聞き取りでは、「そのような話はまだ聞いていない」とのことでした。

今回、法人の報告用紙を提出いただく際に、土地売買について話を進めているか確認したところ、まだ連絡を取っていない旨、回答がありました。

委員 私も直接お会いする機会があり、「もし売買があるなら売却していただきたい」とお話することもあります、「とりあえず利用していただきます」としか言われません。売買の話にはならないのが実情です。

事務局 当該土地も資産として計上されている筆かもしれないので、手放したくないという判断もあるかもしれません。うちとしては、適正な土地利用の指導や、土地の売却先の決定など、定期的に指導を徹底してまいりたいと考えています。

当人も、「雇人がいない、機械で自走しこちらに来ることができない状況」と、苦労されているようです。農地として、適正な活用が図られるように厳しく指導してまいります。

委員 今は農業委員ではないですが、[]にも担当者と一緒に動いてもらったほうが良いと考えます。[]も、当該法人の元構成員でしたよね。

事務局 以前、[]が農業委員だった時に話を聞いてもらったことがありました。当該法人から離れていたこともあり、詳細についてはほとんど聞き取れなかった経緯があります。当該法人も、一時期は機械を用意し刈り取りする準備を進めていました。当該法人の所有権移転については、[]です。その後2～3年は刈り取りされていたと記憶しておりますが、現在は管理が行き届いていない状況です。[]に聞いたところ、[]では認定農業者として適正に管理されているとのことで、村内土地についても適正な管理を行うよう指導してまいります。

委員 農地を資産として取得していることには利点があるのですか。

事務局 現時点の土地利用では、利点は少ないと思います。基盤整備に含めると、土地に対する資産計上に積み上がり財産としての価値は上がりますが、購入後は手をかけておらず整備もされていない状況です。購入時の資産価値が台帳に記録されていることと思いますが、土地の価値については詳細を調べてみないと回答できません。おそらく、大きな価値はないものだと推察されます。

議長 清水町の農業委員会での確認はどれぐらいやっていますか。

事務局 年1回ぐらいやっているといます。

議長 他にありませんか。

委員 一ついいですか。この法人に、その土地の2haを売却したときに遵守すべき条件など宣誓内容はありますか。例えば、土地管理の徹底条件など。遵守しない場合の罰則などはないですか。

事務局 当時の売買は、農地法3条に基づく売買だったと記憶しています。3条要件だと、農業委員会が先方に対し売買金額や契約内容などについて発言することはできません。当時、3条要件を受けて購入する相手方が、3条要件の基準を満たしていたことから、不許可にする根拠を持ち合わせておらず円滑に許可がなされました。農地が適正に利用されていなかった場合、農業委員会の権限では適正

な土地利用の指導までに留まります。3条で許可した場合には、解約を強制する何物も持ち合わせていません。売買契約が成立したものについては、農地の適正利用の不履行による買戻しなどを行うことはできないため、農業委員会としては適宜農地の適正利用を指導するしか、改善方法はありません。

委員 わかりました。

事務局 村が間に入って利用権を設定する契約がありますが、そちらでは契約条文に適正管理がされない場合の解約事項が定められています。3条要件については、あくまでも指導に留まります。

委員 当時は、[]のご息も村に帰ってくるという話がありました。他に手を挙げる人もいなかったことから、[]が引き受けたはず。そのうち、ご息の帰村の話もなくなったように記憶しています。

委員 事の経緯について知りませんでした。[]が倒産したとき、土地が手に入るとの情報を役場から受けていたが、おそらくそのタイミングで[]も土地を取得したのではないかと思います。その時に[]が、土地を購入したことは聞いたことがありませんでした。

事務局 []が[]に土地を売却したのが、[]です。「担い手がない」「収穫作業が負担だ」という売却理由のもと、[]が会長時に土地の売却について審議されました。売却先が村外法人ということもあり、事務局としても可能な限り村内の事業体に土地を残すべく北海道農業会議に相談しました。しかし、売却先が村外だから売却しないというのは、否決の十分な根拠になりえないとの回答をいただき、現在に至っています。

委員 []が購入して、3年間自分の土地だったと思うのですが、3年間一度も手を付けた形跡が見当たりません。

事務局 農地の適正な利用状況については、8月から11月まで実施する農地パトロールのなかで厳しく指摘をしていきたいと思っています。

委員 よろしいですか。14ページが一番下にあるとおり、法人が農地所有適格法人報告書を提出する際、農業委員会はその他必要な書類の提出を求めることができます。当該法人に対して、土地の利用状況についての意向を確認する書類を提出するよう農業委員会から求めればよいのではないのでしょうか。電話等による確認では、のらりくらりとかわされ、事態は改善しません。文書で明確に示してもらうことが、本件改善に向けて進めやすいのではないのでしょうか。

議長 他にありませんか。なければ、挙手により採決を行いたいと思います。本件に賛成の方は挙手ください。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数で本件は原案通り決定されました。続きまして、議案第2号 受付

番号2の議事について、[]を議長に選任することで決定いたします。

[]

議長 議事参与制限（ぎじさんよせいげん）により、[]には退席をお願いいたします。

[]

議長 それでは、引き続き議案第2号 受付番号2について、事務局より説明願います。

事務局 （読み上げて提案）

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

委員 （なし）

議長 それでは、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委員 （賛成多数）

議長 賛成多数で、本件は原案のとおり決定されました。議案第2号 受付番号2の審議が終了しましたので、この後の議事を[]に引き継ぎます。

[]

議長 日程第6 議案第3号 富良野地方アグリパートナー協議会運営委員の選任について、を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 昨年まで、江頭委員・熊崎委員を富良野地方アグリパートナー協議会運営委員として報告しております。任期は3年間です。当該委員について、互選をお願いいたします。

議長 互選の方法についてお諮りいたします。どのような方法がよろしいでしょうか。

2番・4番 継続して引き受けます。

議長 富良野地方アグリパートナー協議会運営委員は、前回から継続していただくということでよろしいでしょうか。

委員 （異議なし）

議長 それでは、継続してお願いいたします。お二人を選任決定いたしましたので、よろしくお祈いします。日程第7 議案第4号 令和3年度占冠村農業委員会の適正な事務実施に係る目標と活動点検評価、活動計画の決定についてを

議題とします。議案第4号について、事務局より説明いたさせます。

事務局 (読み上げて提案)

事務局 議案 p20 の、令和2年占冠村農業委員会活動方針及び活動計画の策定とありますが、正しくは令和3年です。大変申し訳ございません。

議長 これより審議に入ります。質疑ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

委員 (賛成多数)

議長 賛成多数で、本件は原案のとおり決定されました。本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

委員 (なし)

議長 これにて、令和3年第4回占冠村農業委員会総会を終了いたします。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和 3年 5月11日

議長 安田 堅吾

3番 伊藤 清志

4番 江頭 謙一郎